

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法改正対策	<ul style="list-style-type: none"> ・民法、会社法、不動産登記法、商業登記法をはじめとする、業務に関連する法令の改正に即した周知活動及び研修事業について、積極的な対応を図る。 ・不動産登記法の次期改正に向けて、情報収集や分析、それに基づく当会としてのビジョンの策定に努める。 ・平成14年改正司法書士法の附帯決議の実現及び改正後に顕れた懲戒制度、法人制度等の諸問題についての対応を図る。 	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策 ① 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理性の維持、向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」規範の周知徹底を図り、倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。 ・登記情報提供サービスの運用拡大等を含めて、オンライン申請の普及・促進を進めるため、法務局に対する情報提供等により、オンライン申請のより良い環境整備に努める。 ・裁判所及び弁護士会との協議を行う等、利用しやすい裁判制度の定着に協力する。 ・裁判実務における司法書士執務の研究を進め、研修会を実施する。 ・司法書士執務についての規範規則制定を検討する。 	執行部
	② 日本司法支援センター（法テラス）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センター（法テラス）と協力し、市民に対する情報提供業務、民事法律扶助、相談事業の利用促進を図り、紛争解決への必要な情報並びにサービスを提供する。さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のための活動を目指す。 上記の目的達成のため、下記イからニを行う。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 民事法律扶助を必要とする市民のニーズに応えるため、法テラスの指定相談場所でもある総合相談センターにおける相談事業のさらなる充実を図り、会員による法律相談援助や代理援助・書類作成援助の利用推進を図る。 契約司法書士の事務所での法律相談援助や代理援助・書類作成援助の利用推進を図る。 ロ. 日司連電話相談センター事業への協力をする。 ハ. 法テラスの民事法律扶助契約司法書士数の増加と扶助の利用促進のための研修を行う。 	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	<p>③司法書士調停センターの運営</p> <p>④司法書士不在地域対策</p> <p>⑤オンライン申請推進対策</p> <p>⑥非司法行為の防止</p>	<p>ニ. 法テラス東京地方事務所との協議会を定期的に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家事事件を含む民事に関する紛争全般を取り扱うことができる認証紛争解決事業者として、メディエーション重視の調停を実施する。 ・調停手続実施者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行い、調停実施者及び管理者の増員等、内部体制の充実を図る。 ・トレーナーの養成を行う。 ・学校、市民団体、事業者団体等に対する研修会の開催を検討する。 ・外部相談機関等との連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・日司連とともに、司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援を実施する。 ・司法書士不在地域の解消に向けた情報収集を行う。 ・司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。 ・司法書士不在地域、伊豆大島その他の島嶼地域において、法律相談会を実施する。 ・外部団体等と連携し、司法書士不在地域・伊豆大島その他の島嶼地域における法律相談の充実を図る。 ・奥多摩地区において巡回法律相談を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請のより一層の普及を図るため、日司連、関東ブロックとの情報共有に努め、会員への速やかな情報提供を行う。各会員事務所におけるオンライン申請環境の整備を推進するため、オンライン申請への移行が遅れている会員の申請環境の状況、その原因等の収集に努める等の対応を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・非司法書士行為を行っている疑いがある者やその関係者に対して事情聴取を行うなど、より実態に迫る調査を行う。 ・非司法書士行為を行った個人及び法人に対して警告文等を発するなど、改善を求める。 ・悪質な非司法書士行為を行った者に対する告発を前提に警察や自治体等関係機関との連携を図る。 ・他士業との連携を図るなどして、非司法書士行為に関する情報収集を行う。 ・会員、市民、インターネットプロバイダー等の企業に対して非司法書士行為に関する広報を行う。 ・当会ホームページを活用して、市民に対して非司法書士行為の周知を図り、情報提供を呼びかける。 	<p>執行部 企画部</p> <p>執行部 相談部</p> <p>執行部 企画部</p> <p>総務部</p>

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	⑦危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日司連と協議して、会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。 ・事務局等の危機管理体制を見直し、近隣の事業所及び消防署等行政機関と連携し、安心かつ安全な執務状態を確保する。 ・定期的に、会館における災害訓練及び消防訓練を行い、会館BCPの策定を図る。 	執行部 総務部
	⑧司法書士市民 救援基金	<ul style="list-style-type: none"> ・資力が乏しく、かつ、民事法律扶助制度によっても法的サービスが受けられない市民に対する司法書士市民救援基金の円滑かつ適正な運営を行う。 	相談部
	⑨民事介入暴力 への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・民事介入暴力に関する対応策について、各関係機関の協力のもとに、会員向け研修会を実施する。 ・法規制強化に対応すると共に各関係機関との連携を図り、民事介入暴力の現状について情報収集し、会員に対する啓発活動を実施すると共に、民事介入暴力の排除に向けた方策の検討を行う。 ・会員に向けた情報発信として、民事介入暴力に関する最近の動向並びにこれに対する司法書士としての対応に関し、スーパーネットを利用して周知・啓発活動を行う。 	執行部 総務部
	3. 組織改善対策		
	①組織改善	<ul style="list-style-type: none"> ・会の組織・機構・事業等のあり方を検討し、その成果を、会則・規則・規程等に反映させる。 	執行部
	②会員への情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーネット及び電子メール配信を活用し、会員への情報提供の迅速化を推進するとともに、会員の利便性向上を図る。同時に、会員向け情報の電子化に向けての周知・啓発活動を行う。 	総務部
	③情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に関する規則に則り、会として必要かつ適正な情報公開を実施する。 ・懲戒処分等を公表する。 	総務部 広報部
	④個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程及び個人情報保護方針に基づき個人情報の適正な管理に努める。 ・事務局事務スペースの独立性を保持し、情報管理に関するセキュリティについて十全な対応をし、個人情報の保護を徹底する。 ・マイナンバー制度への対応を行う。 	執行部 総務部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	4. 成年後見制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・リーガルサポート東京支部と協働し諸活動を行う。 	執行部 企画部
	5. 多重債務問題・自死問題・消費者問題・人権問題等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談事業に協力し、相互連携の強化充実を図る。 ・東京地裁民事20部における本人申立てによる破産申立手続の円滑な運用について協議する。 ・貸金業法の改正の動向について注視し、市民生活へ悪影響を及ぼすことのないよう諸活動を行う。 ・悪質商法被害救済のための関連法制度を研究し、消費者問題に関する被害救済の一角を司法書士が担うよう諸活動を行う。 ・国及び東京都の行う自死対策事業に協力し、関係機関との連携を図り、自死予防対策事業を行う。 ・自死問題及びこれに関連する諸問題や、DV問題・子どもの問題・人権問題について、相談会や研修会を企画実施する。 ・多重債務・消費者問題・貧困・自死問題・DV問題・子どもの問題・人権問題の解決等への対応のために関係機関・団体等との連携を図る。 	執行部 企画部 相談部
	6. 空き家問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家問題の現状を把握し、関連団体と協力し自治体等に司法書士の有用性を働きかける。 ・空き家問題における解決緩和に資する人的資源として司法書士が認知されるべく、市区町村等の地元自治体と連携し、空き家問題対策についての相談業務・権利調査・計画策定に積極的に参画していく。また、東京法務局と共同しての相談会を開くなど、啓発活動にも努める。 <p>さらに、将来の課題として空き家管理における業務形態を検討する。</p>	企画部 執行部
II 執務指導部門	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の権利の保護に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。 ・非司法書士との提携やリベート問題など司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。 ・綱紀案件について結論を出すまでの期間短縮を実現するため、手続きの効率化の方法を検討するとともに担当者のスキル向上を図る。 ・会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。 ・綱紀案件の全件委嘱制度の適正な運用を図るため綱紀関連部門の職務に関する研修会・協議会を実施する。 ・綱紀白書編纂委員会を組成し、綱紀白書を発行する。 	執行部 総務部 業務部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
Ⅲ研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> ・登記実務上の諸問題について研究し、東京法務局とオンライン申請を含む登記実務の諸問題について協議会を実施する。 ・裁判実務に取り組む会員数の増加と質の向上を目的とした研究会・研修会を開催するとともに、裁判実務促進のための検討を行う。 ・司法書士の裁判実務の支援と、訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。 ・司法書士が関与する家事事件の実務能力向上を目的とした研究と研修を行う。 ・簡易裁判所における一般民事事件の受任促進を目的として、少額の事件を受任した会員の報酬の一部を助成する「少額裁判報酬助成制度」の推進を図る。 ・民法改正及び関連法令の整備等の調査研究と会員に対する情報提供を行い、研修会等を企画実施する。 ・司法書士法施行規則第31条業務の実践に関する調査研究・研修を行い、日司連や関連団体とも協力し、31条業務に関する情報提供を行う。 ・民事信託の活用について研究と研修を行う。 ・企業法務の活用について研究と研修を行う。 ・家事事件における司法書士の役割や実務上の諸問題について、家庭裁判所と協議を行う。 ・不在者財産管理人・相続財産管理人に司法書士が選任されることを企図した事業の推進と研修を行う。 	企画部
Ⅳ研修部門		(研修の種類ごとに140頁～145頁参照)	研修部
Ⅴ相談部門	①常設法律相談・司法書士総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判・多重債務・登記・会社法務・成年後見・震災相談等について常設法律相談会を開催する。 ・当番司法書士制度の利用拡大のため充実を図る。 ・法テラス指定相談場所における法律相談業務の充実を図る。 ・総合相談センター（四谷）・三多摩総合相談センターの充実と広報の拡大を図る。 ・電話相談センター「ホットライン」の充実を図る。 ・総合相談センター等に来ることができない市民のために、施設・病院・学校・公的施設・団地集会所その他の場所へ相談員を派遣し出張相談を行う。 ・相談員研修を積極的に行い、相談員のスキル向上と相談体制の充実を図る。 ・総合相談センター（四谷）における「女性司法書士による子どもと女性のための相談」の充実を図る。 	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
VI企画部門	②無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都貸金業対策課における相談ブースにおいて、ヤミ金被害等についての常設相談を実施する。 ・東京都・社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（23区）等が実施する社会福祉事業に協力するとともに、生活保護受給者・路上生活者等に対する法律相談を実施する。 ・裁判・多重債務・消費者問題・労働問題等の専門分野に関する電話・面談等による相談会を開催する。 ・登記・相続・遺言・成年後見等をテーマとする相談会を開催する。 ・ターミナル駅や市民祭り、ショッピングモールなど人通りの多い場所において相談会を開催する。 ・法テラス・商工会議所・法務局その他の官公署・学校・更生保護施設等の依頼に応じ、相談員を派遣する。 ・当会会員が他士業・医師・カウンセラー等と協同して開催する総合相談会への支援を行う。 	相談部 支部等
	1. 法教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生・中学生・高校生を対象とした法律教室や、小学校の児童・PTAを対象とした親子法律教室を行う。 ・大学等の司法書士ガイダンス及びインターンシップ制度に協力する。 	企画部 支部等
	2. 講師の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・友好諸団体等が主催する講演会や講座に講師を派遣する。 	執行部 企画部 研修部
	3. 友好諸団体との交流と協同事業	<ul style="list-style-type: none"> ・十士業よろず相談会の開催に協力する。 ・東京三弁護士会との協議会を開催する。 ・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者協議会を開催する。 ・東京税理士会との連絡協議会を開催する。 ・東京都不動産鑑定士協会との打合せ会を開催する。 ・東京都行政書士会との連絡協議会を開催する。 ・災害復興まちづくり支援機構の活動に参加し、運営に協力する。 ・自治体において実施する災害復興訓練への参加を支援する。 ・新宿区、四谷消防署、新宿区社会福祉協議会等の協力を得て、本塩町会及び近隣事業所との地域防災連携訓練を行うとともに、災害時援助に関する協議を継続する。 	執行部 総務部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	4. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報のさらなる充実により、発信力の向上に努める。また、効率的な広報手法について研究し、当会独自の制度広報を検討し実施する。 ・ 司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、当会ホームページ及び当会総合相談センターホームページのリニューアルを行う。 ・ マスコミその他広報に資する諸団体との交流を図り、広報活動を推進・強化する。 ・ 司法書士制度広報を目的とした広報事業を行う。 ・ 上記の広報活動を補うため、必要に応じて街頭ビジョン・ラジオ・テレビ等の有料広告を利用する。 	広報部
	5. 支部等の広報活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部、支部ブロック、三多摩支会等における街頭相談会及び講演会・講座等の開催を支援する。 ・ 支部ホームページ、その他支部の広報活動を支援する。 	企画部 広報部 相談部
	6. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当会の対外広報誌「司法の窓 ファーロ」を季刊誌として発行し、市民に対し司法書士の制度広報と情報の提供を図る。 	広報部
Ⅶ 福利厚生部門	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員・補助者・事務局職員を対象とした健康診断を実施し、人間ドックの受診を斡旋する。 ・ 会員のメンタルヘルスに関する施策を講じる。 	企画部
Ⅷ その他	1. 緊急時広報への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ クライシス・コミュニケーションへの対応を図る。 	執行部 広報部
	2. 事務局体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に関する各種規則等の整備を継続して進め、職員の事務処理の正確化・迅速化に努める。 ・ 職員に対する研修を企画し実施する。 	総務部
	3. 東日本大震災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日司連、東北ブロック・関東ブロックの各司法書士会等との連絡調整を図り、被災地の復興状況を注視しながら、時宜にかなった適切な施策を実施する。 ・ 被災者、原発事故避難者及び被災地の状況に応じ、関連団体や行政機関、他士業等と連携し、主に都内及び被災地における相談活動を実施する。 ・ 震災・原発事故の風化防止のための対内的・対外的な対策を行う。 ・ 震災相談員向けの研修を実施し、震災相談員の育成と資質の向上を図る。 	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	4. 伊豆大島台風被災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの相談事例等の検討・分析を行い、今後の活動の指針とするとともに、検討・分析の結果の発信を行う。 ・法テラスの震災法律援助の利用促進に努める。 ・地元自治体との密なる連絡を取りつつ、毎月数名の相談員を派遣しながら、状況に応じて、所要の支援を行う。 	執行部 相談部